

山口県報

令和4年
5月13日
(金曜日)

目次

○告示

指定納付受託者の指定(税務課).....

歳入の収納の事務の委託(税務課).....

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課).....

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課).....

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課).....

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....

○公告

契約の締結(都市計画課).....

○公安委規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....

山口県告示第百二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和四年五月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地



- SBペイメントサービス株式会社 東京都港区海岸一丁目七番一号
- PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号
- 株式会社やまぎんカード 下関市細江町二丁目二番一号
- 株式会社トラストバンク 東京都渋谷区渋谷二丁目二四番二二号
- 二 指定納付受託者に納付させる歳入
つながる。やまぐち応援寄附金(インターネットを利用して納付されるものに限る。)
- 三 指定の期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間

山口県告示第百二十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和四年五月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 委託に係る取扱歳入金の種類
つながる。やまぐち応援寄附金(インターネットを利用して納付されるものに限る。)
- 二 委託を受けた者の名称及び所在地
株式会社さとふる 東京都中央区京橋二丁目二番一号
- 三 委託の期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間

山口県告示第百三十号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設の設置の許可が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年五月十三日から同年六月二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

種 類	構			造			使 用 の 方 法		
	能 (m^3 /時)	工 事 着 手 年 月 日	工 事 完 成 年 月 日	年 月 日	間 隔	一 日 当 た の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 概 要		
三〇一ハ	一	令和四、 六、三	令和四、 七、三二	令和四、 八、一	断 続	五 時 間	変 動 な し		
四七ーロ	八・七	〃	令和四、 一、三〇	令和四、 一、二	〃	一 二 時 間	〃		
〃	三	〃	〃	〃	〃	三 時 間	〃		
〃	一	〃	〃	〃	〃	一 一 時 間	〃		
四七ーハ	三〇	〃	〃	〃	〃	二 二 時 間	〃		
〃	二〇	〃	〃	〃	〃	一 八 時 間	〃		
〃	一	〃	〃	〃	〃	一 四 時 間	〃		
四七ーホ	四、二〇〇	〃	〃	〃	連 続	二 四 時 間	〃		
〃	一、二〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
〃	一五〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃		
〃	六〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃		

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 協和発酵バイオ株式会社
住 所 東京都千代田区大手町一丁目六番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 協和発酵バイオ株式会社山口事業所
所在地 防府市協和町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

令和四年五月十三日
山口県知事 村岡 嗣 政

備考 「三〇一ハ」並びに「四七ーロ」、「四七ーハ」及び「四七ーホ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十号の発酵工業の用に供する遠心分離機並びに同表第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚水等の汚染状態の値			浮遊物質の量 (mg/l)	窒素の値 (mg/l)	リンの値 (mg/l)	汚水等の一日当たりの量 (m³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	窒素				
三〇一八	六・五	三、〇〇〇	四、五〇〇	三〇	一、九〇〇	二、八五〇	〇・五
四七〇口	三	八、五六二	二二、八四〇	五〇〇	一、五七三・二	二、三六〇	八二
〃	七	一五、〇〇〇	二二、五〇〇	一〇	五、〇〇〇	七、五〇〇	一
〃	七	一五、〇〇〇	二二、五〇〇	一〇	五、〇〇〇	七、五〇〇	一
四七〇ハ	三・五	一、四四〇・九	二、一六〇	一〇〇	二四九・六	三七〇	九四八
〃	四	一、四四三	〃	〃	二四九・四	〃	一五八
〃	七	一、七〇〇	二、五五〇	一〇	六〇〇	九〇〇	二〇
四七〇ホ	九	七〇〇	一、〇五〇	検出せず	〇	〇	五六
〃	〃	八八・八	一三〇	〃	〃	〃	三二
〃	〃	九二八	一、三九〇	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五六

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m³/日)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
脱リン処理施設	コンクリート製	八〇〇	脱リン	連続	二四時間	変動なし	(既)		
発酵洗液生物処理施設	〃	八、八〇〇	生物処理	〃	〃	〃			

最終沈殿処理施設

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理前	処理後	通 常	最 大	
脱リン処理施設	〃	七・五	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃
発酵洗液生物処理施設	〃	六	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃
最終沈殿処理施設	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃	〃

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
	通 常	最 大	
No. 1 排水口	七	八〇	六七、一九三
No. 2 排水口	六・八	一五	二三〇

山口県告示第百三十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき、当該特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

の間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

令和四年五月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 協和発酵バイオ株式会社

住 所 東京都千代田区大手町二丁目六番一号

- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
 名 称 協和発酵バイオ株式会社山口事業所
 所在地 防府市協和町一番一号
- 三 特定施設の種別
 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
 特定施設の使用方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)	
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
七 四	変更後	七	三九・二	〇・八一	一九、二三一	二三、三七二
	変更前	八・七	四〇〇	〇・七七	二一、七一九	二六、三四二
〃	変更後	〃	〃	〃	〃	〃
	変更前	六・五	三〇〇	一六〇	七、三〇三	八、七八八

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)	
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
脱リン処理施設	変更後	五	五、八三二	四三八	七〇六	八四九
	変更前	七・五	七・三	九・八	七〇八	八四九
〃	変更後	〃	〃	〃	〃	〃
	変更前	八・七	八・一	九・八	七〇八	八四九

No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
〃	六・八	〃	七	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	〃	〃	八	常	〃
〃	〃	五〇・二	四八・一	大	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	一	〃	七五	通	〃
〃	二	〃	四五	常	浮遊物質量 (mg/l)
〃	一〇	〃	八〇	最	〃
〃	一五	〃	検出せず	大	動植物油脂類
〃	〃	三八・九	三八・五	通	窒素 (mg/l)
〃	一	〃	七〇	常	〃
〃	一・五	〃	〇・八六	最	〃
〃	〇・一	一・一	〇・八六	大	燐 (mg/l)
〃	〇・五	〃	二	通	排水の一日当たりの量 (m ³)
〃	〃	六七、一九三	七六、〇〇〇	常	〃
〃	〃	〃	〃	最	〃
〃	三三〇	八〇、六九九	九一、二〇〇	大	〃
〃	三五〇	〃	〃	〃	〃

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

最終沈殿処理施設		循環水生物処理施設				発酵洗液生物処理施設					
処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七	〃	六
〃	〃	〃	〃	〃	六・五	〃	八	〃	八	〃	七
五〇・二	四八・一	五〇・二	四八・一	三九・二	三七・五	一九六	一八七・六	三〇〇	四〇〇	二、〇〇三	二、一〇七
〃	〃	〃	七五	〃	六〇	〃	三五〇	〃	六五〇	〃	七、三、四三〇
〃	〃	〃	四五	〃	八〇	〃	一〇〇	〃	一〇	〃	三〇〇
〃	〃	〃	八〇	〃	一六五	〃	〃	〃	二〇〇	〃	五〇〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	検出せず	〃	三・九
三八・九	三八・五	三八・九	三八・五	五五・三	五六・三	六九・一	七〇・三	一五八	二一〇	七八九	九一三
〃	〃	〃	七〇	〃	一六〇	〃	二〇〇	〃	三〇五	〃	一、三二五
一・一	〇・八六	一・一	〇・八六	〇・八一	〇・七七	三	二・九	六・七八	六・八一	三七・六四	三五・八二
〃	〃	〃	〃	〃	二	〃	一〇	〃	二二	〃	一一〇
六七、一九三	七六、〇〇〇	六七、一九三	七六、〇〇〇	一九、二三一	二一、七一九	一九、二三一	二一、七一九	七、三〇三	五、八八二	七、三〇三	五、八八二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八、七八八	七、〇九九	八、七八八	七、〇九九

山口県告示第百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年五月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	称 療	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
萩市訪問看護ステーションかがやき		萩市大字椿三四六〇の二		平成二六、一〇、一
訪問看護ステーションどれみらいふ周南		周南市大字徳山四九五七の一		令和四、二、二八

山口県告示第百三十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和四年五月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	称 療	所 機	在 地	指 定 辞 退 年 月 日
藏田薬局		周南市清水二丁目一〇番一号		令和四、一、二〇

山口県告示第百三十四号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

令和四年五月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表中 萩交通安全協会 会長 中谷伸 を 萩交通安全協会 会長 金子栄一 に改める。



(八一) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和四年五月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
土木建築部都市計画課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和四年三月二十三日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
山陽三共有機株式会社 下松市葉山二丁目八一九番一四
- 六 落札金額
一トン当たり一万六千八百三十円
- 七 入札公告日
令和四年二月八日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者 山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法 購入等
 - (三) 落札方式 最低価格



山口県公安委員会規程第四号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年五月十三日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の七十一の表第九十一条の項の次に次のように加える。

第91条の2第1項	運転免許の条件の付与及び変更の申請の受理
第91条の2第2項	申請による運転免許の条件の付与及び変更
第91条の2第3項	申請による運転免許の条件の付与及び変更の審査

別表第一の七十一の表第九十七条の二第一項第三号イ・第五号、第百一条の四第二項の項中「第5号」を「ロ・第5号」に改め、同項の次に次のように加える。

第97条の2第1項第3号イ・ハ・第5号、第101条の4第3項	運転技能検査の実施
--------------------------------	-----------

別表第一の七十一の表第百一条の四第三項の項中「第101条の4第3項」を「第101条の4第5項」に改め、同表第百四条第一項後段〔準用〕第百四条の二の二第六項及び第百七条の五第四項の項中「第104条の2の2第6項」を「第104条の2の2第6項」に改め、同表第百四条第三項〔準用〕第百七条の五第四項の項中「〔準用〕」を「〔準用〕第104条の2の4第6項」に改め、同表第百四条の二の二第七項の項の次に次のように加える。

第104条の2の4第3項〔準用〕第104条の2の4第5項	他の公安委員会への処分移送通知書の送付及び他の公安委員会からの処分移送通知書の受理
------------------------------	---

第104条の2の4第7項 他の公安委員会への処分通知及び他の公安委員会からの処分通知の受理

別表第一の七十一の表第百八条の二第二項第十三号の項の次に次のように加える。

第108条の2第1項第4号	若年運転者講習の実施
---------------	------------

別表第一の七十一の表第百八条の二第二項第十四号の項中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1項第15号」に改め、同表第百八条の三の二の項の次に次のように加える。

第108条の3の3	若年運転者講習の通知
-----------	------------

別表第一の七十一の表中

第108条の3の4	を	第108条の3の5
第108条の3の5		第108条の3の6

に改め、同表第百八条の三の五の項の次に次のように加える。

第108条の4第1項	指定講習機関の指定
第108条の6第1項	講習業務規程の認可

別表第一の七十一の表第百八条の三十二の二第二項の項中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同表第百八条の三十二の二第二項の項中「第108条の32の2第2項」を「第108条の32の2第2項」に改め、同表第百八条の三十二の二第二項の項中「第108条の32の2第2項」を「第108条の32の3第2項」に改め、同項の次に次のように加える。

第108条の32の3第1項	運転免許取得者等検査の認定
---------------	---------------

別表第一の七十三の表第二十四条第八項の項の次に次のように加える。

第26条の3第2項	認知機能検査の結果等を記載した書類の交付
第26条の5第6項	運転技能検査の結果等を記載した書類の交付

別表第一の七十三の表中

第38条第15項	を	第38条第16項
第38条第16項		第38条第17項

に改め、同表第三十八条の四の六の項中「第38条の4の6」を「第38条の4の6
〔運用〕
第38条の4の7」

「認定教育実施者」を「認定教育（認定検査）の実施者」に改める。
別表第一の七十六の表第四条第二項第二号の項中「第4条第2項第2号」を「第4条
第2項第1号ロ」に改める。

別表第一の七十七の表中「運転免許取得者教育の認定に関する規則」を「運転免許取
得者等教育の認定に関する規則」に改め、同表第七條第一項の項の前に次のように加え
る。

第4条第2項第4号	高齢者講習と同等の効果がある課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定
-----------	--

別表第一中九十二の表を九十三の表とし、八十八の表から九十一の表までを一表ずつ
繰り下げる。

別表第一の八十七の表第二条第一項の項の次に次のように加え、同表を別表第一の八
十八の表とする。

第3条	指定の公示
-----	-------

別表第一の八十六の表を別表第一の八十七の表とする。

別表第一の八十五の表第十八条第三項の項の次に次のように加える。

第19条の2	認知機能検査申出書の受理
第19条の3	運転技能検査申出書の受理
第22条の2	認知機能検査員講習申出書の受理

別表第一の八十五の表第二十七條第一項の項から第二十九條第二項の項までを削り、
同表を別表第一の八十六の表とする。

別表第一中八十四の表を八十五の表とし、七十八の表から八十三の表までを一表ずつ
繰り下げ、七十七の表の次に次の一表を加える。

78 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）

根拠条項	事務の内容
第4条第1項第4号	認知機能検査と同等の効果がある方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定
第4条第2項第4号	運転技能検査と同等の効果がある方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うこ

	とができる者としての指定
第8条第1項	名称等の変更の届出の受理
第8条第2項	名称等の変更の公示
第8条第3項	認定申請書の添付書類の記載事項の変更の届出の受理
第3条	認定の取消しの公示

別表第二の三十一の表第九十一條の項の次に次のように加える。

第91条の2第1項	運転免許の条件の付与及び変更の申請の受理
第91条の2第2項	申請による運転免許の条件の付与及び変更
第91条の2第3項	申請による運転免許の条件の付与及び変更の審査

附 則

この規程は、令和四年五月十三日から施行する。

令和四年五月十三日
印刷

発行人
所

山口県
知事
庁